

各 警 察 署 長 殿

警 務 部 会 計 課 長

人身安全関連事案の被害者等から遺失届を受理した場合の対応等について（通達）

ストーカー、配偶者暴力、児童虐待等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）の被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）からの遺失届を受理した場合には、被害者等に及ぶ危険性等を踏まえた取扱いを行う必要があるため、被害者等から遺失届を受理した際の対応については下記のとおりとするので、事務処理に誤りの無いように願います。

記

1 人身安全関連事案の被害者等から遺失届を受理した場合の対応

(1) 危険性の判断

遺失者が人身安全関連事案の被害者等であることを申し出た場合、受理者は、遺失者が人身安全関連事案の行為者に居所等が知られないように秘匿避難していないか、被害者保護の支援措置（市町村で実施する住民基本台帳の閲覧制限）を受けていないか、また、遺失者に対する遺失物確認通知を行う際に、行為者に居所等を知られないように配慮する必要があるかについて確認し、その結果を遺失届の備考欄に記載すること。

上記の事項に該当することが判明した場合、警察署会計課は、警察署生活安全課（係）と連携し、遺失した物件の性質や事案内容等から、当該物件が拾得された際に、被害者等の住所又は居所、連絡先等の個人情報が行為者に漏れ、又は推知される危険性について総合的に判断すること。

(2) 自署管内等への周知

前号により危険性があると判断した場合は、当該物件が拾得され提出を受けたときに適切な対応がなされるよう、自署管内の交番等（山形県警察遺失物取扱いに関する訓令（平成19年11月本部訓令第18号）第2条第2項に規定する施設をいう。）に人身安全関連事案の被害者等から遺失届を受理した旨を速やかに周知するとともに、遺失場所が他の警察署管内である可能性が高い場合等必要と認められる場合は、当該他の警察署にも連絡すること。

(3) 当直勤務時間中における対応

当直勤務時間中に人身安全関連事案の被害者等からの遺失届を受理した場合

は、当直長が第1号の判断を行い、前号と同様の措置を執ること。

(4) 県内各警察署及び他の都道府県警察への通知

第1号により危険性があると判断した遺失届については、警務部会計課が、県内各警察署及び他の都道府県警察本部会計課に対し当該遺失届の内容の通知（以下「遺失通知」という。）を行うので、別添様式により警務部会計課に報告すること。

2 人身安全関連事案の被害者等に係る遺失物が拾得された場合の対応

(1) 返還する際の留意事項

拾得者等から提出を受けた物件（以下「拾得物件」という。）が、県内・県外にかかわらず人身安全関連事案の被害者等が遺失した物件であると判明した場合には、警察署会計課と警察署生活安全課（係）とが連携の上、返還に係る手続等を適切に行うこと。

(2) 県内各警察署及び他の都道府県警察への通知

前号の場合において、拾得物件が前項第4号の遺失通知（他の都道府県警察からの遺失通知を含む。）が行われたものである場合は、警務部会計課が、県内各警察署及び他の都道府県警察本部会計課（他の都道府県警察本部会計課から遺失通知を受けたものについては当該他の都道府県警察本部会計課）に対し拾得された旨を通知するので、当該拾得物件の提出を受けた警察署会計課は、別添様式により速やかに警務部会計課に報告すること。

なお、遺失者から、遺失通知が行われた物件を発見した旨の通知があった場合にあっても、これに準じた取扱いを行うものとする。

3 その他遺失者の個人情報の取扱いに注意を要する事案への対応

人身安全関連事案の被害者等に該当しないものの、離婚調停中、家庭内トラブル、親族間トラブル等の事由により避難中であるため、トラブル等の相手方に個人情報が漏れないように配慮してほしい旨の申告を受けた場合等、遺失者の個人情報の取扱いに注意を要する場合にあつては、第1項及び第2項に準じた取扱いを行うものとする。

4 個人情報保護の徹底

本件で取り扱う人身安全関連事案の被害者等に係る個人情報については、被害者等の生命及び身体を保護する上で特に重要な個人情報であることを認識し、その取扱いには十分注意すること。

（担当）会計課 監査係

人身安全少年課 人身安全関連事案対策係